

令和5年第13回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年11月8日(水) 午後3時05分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 貴範
江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明 ・ 林 安廣
山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均 ・ 清水 健吉
館林 朋子 ・ 永田 俊幸 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 小川 正美
加藤 一夫 ・ 加納 康男 ・ 窪田 博 ・ 栗原 修司
神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美
野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 宮部 辰男
村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

主幹 多田 有里 主査 小木曾高志
主査 高橋 伸和 主任主事 宮田 直弥
主事 江川 充洋 主事 臼井 健人

議 事

- 議案第 58 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 60 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 61 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第13回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。
議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。
それでは、議席番号11番酒井勉委員、議席番号12番河田均委員の両委員、よろしくお願ひいたします。
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第58号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転7件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第58号について説明いたします。
農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。
3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。
今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。
2ページをお願いします。
1番、岩野田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
2番、厚見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
3番、芥見地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
こちらは、275平方メートルの畑の遺贈を受け、タマネギ、大根など一般野菜を栽培するものです。
3ページをお願いします。
4番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
5番から7番、柳津地区の申請は、いずれも農業経営を拡大するための所有権移転です。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第58号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、岩野田地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、梅の栽培をされる予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、厚見地区は、林安廣委員、お願いします。

林委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

10月26日に、受人をはじめ、関係者で、現地立ち会いを行いました。

申請地では、水稻をされる予定です。

受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

3番の申請は、農業経営を開始する受人が、畑の遺贈を受けるものです。

10月25日に、農地利用最適化推進委員、受人、事務局職員とともに、現地立ち会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

4番の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えています。

議長

ありがとうございました。
続きまして、5番から7番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

5番から7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。
申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
議案第58号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。
議案第58号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第59号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第59号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。
5ページの総括表をご覧ください。
今回は、計6件、合計7,799平方メートルです。
6ページをご覧ください。
1番、北長森地区の申請は、所有権移転により社会福祉施設駐車場に転用するものです。
申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設があるため、第3種農地と判断します。
よって許可し得るものです。

2番、方県地区の申請は、所有権の移転により塗装業駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3番、日置江地区の申請は、所有権移転により医療施設駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、3番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、39ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、且格小学校から南へ700メートルほどの農地です。

7ページをお願いします。

4番、芥見地区の申請は、賃貸借権の設定による砂利採取用地へ一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地して利用すべき土地として定められた土地の区域内の農地ですが、一時的な利用に供するものであって、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので40ページに位置図を付けてございます。

転用される場所は、岩小学校から北へ約300メートルほどの農地です。

8ページをお願いします。

5番、合渡地区の申請は、使用貸借権の設定により農家住宅の敷地に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

6番、柳津地区の申請は、使用貸借権の設定により一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、上水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 59 号について説明を受けました。
3 番、日置江地区、4 番、芥見地区の申請については、現地調査を行いました。
それでは、3 番、日置江地区の申請について、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

3 番の申請は、病院用駐車場として転用するものです。
10 月 24 日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び譲受人代理人と共に現地立会いを行いました。
立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、4 番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

農地の転用にあたり、10 月 25 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、事業者と共に現地立会いを行いました。
立会いの際に、事業者は、周辺農地や住民に対して十分な配慮をし、砂利採取法に基づいて計画どおり事業を行うことを約束されました。
また、砂利採取後、きちんと埋め戻しをし、田に復元することを確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 59 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 59 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 60 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 60 号について説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

10 ページをお願いします。

1 番、方県地区の申請は、昭和 58 年 5 月 20 日付で許可済です。

当初は喫茶店併用住宅を建築予定でしたが、事情により計画に着手できなかったため、喫茶店併用住宅からあらたな事業計画者により塗装業駐車場へ目的を変更するものです。

2 番、日置江地区の申請は、昭和 45 年 7 月 28 日付で許可済です。

当初は貸住宅を建築予定でしたが、事情により建築ができなかったため、貸住宅からあらたな事業計画者により医療施設駐車場へ目的を変更するものです。

この 1 番、2 番については、6 ページの 2 番、3 番の関連議案で、どちらも変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 60 号について説明を受けました。

議案第 60 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第 60 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 61 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 1 件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 61 号について説明いたします。

11 ページをお願いします。

今回は、1 件提出されており、明細は 12 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計で 3,642 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 61 号について説明を受けました。

議案第 61 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

発言もないようですので採決に入ります。

議案第 61 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 33 号から第 35 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 33 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

14 ページをお願いします。

届出は、計 37 件、合計 62,032.98 平方メートルです。

続きまして、報告第 34 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

16 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、計 11 件、合計 5,052.52 平方メートルです。

明細は、17 ページから 19 ページです。

続きまして、報告第 35 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

21 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、計 67 件、合計 29,613.72 平方メートルです。

明細は、22 ページから 38 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 5 年 10 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 35 分閉会を宣す。